

# 平成27年葛巻町議会9月定例会議 会議録（第5号）

## （決算特別委員会）

平成27年9月9日（水）

午前10時 開 議

### 【再 開】

#### 【会議録署名委員の指名】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ |

日程第1 会議録署名委員の指名

#### 【認定第2号～認定第6号審査】

日程第2 認定第2号 平成26年度葛巻町一般会計歳入歳出決算の認定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ |

日程第3 認定第3号 平成26年度葛巻町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 31

日程第4 認定第4号 平成26年度葛巻町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 35

日程第5 認定第5号 平成26年度葛巻町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 38

日程第6 認定第6号 平成26年度葛巻町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 40

平成27年葛巻町議会9月定例会議 会議録（第5号）決算特別委員会

9月定例会議 議事日程告示年月日	平成27年8月27日（木）			
定例会議再開年月日	平成27年9月4日（金）			
会議の場所	葛巻町役場			
会議年月日	平成27年9月9日（水） 開議10時00分 閉会14時08分			
委員出席状況  (凡例)  ○ 出席 △ 欠席 遅 遅 早 早	委員氏名	出席の有無	委員氏名	出席の有無
	山崎 邦 廣	○	小谷地 喜代治	○
	大平 守	○	山 岸 はる美	○
	柴田 勇 雄	○	辰 柳 敬 一	—
	鈴木 満	○	高 宮 一 明	○
	姉 帯 春 治	○	中 崎 和 久	—
会議録署名委員	大平 守		姉 帯 春 治	
会議の書記	議会事務局長	澤 口 節 子	議会事務局総務係長	遠 藤 政 明

地方自治法 第121条 により説明 のため出席 した者の職 ・氏名	役 職 名	氏 名	役 職 名	氏 名
	町 長	鈴木 重 男	健康福祉課長	深澤口 和 則
	副 町 長	觸 澤 義 美	農林環境エネルギー課長	中 村 輝 実
	教育委員長		建設水道課長	冬 村 一 彦
	農業委員会長		教育委員会事務局教育次長	檜 木 幸 夫
	代表監査委員		病院事務局長	岩 泉 宇 昭
	教 育 長	中 田 直 雅	農業委員会事務局長	村 上 明 彦
	総務企画課長	丹 内 勉	総務企画課室長	波 紫 徳 彰
	政策秘書課長	山 下 弘 司	総務企画課財政係長	近 藤 桂 太
	住民会計課長	村 中 英 治		

(再開時刻 10時00分)

### 決算特別委員長 (山岸はる美さん)

朝のあいさつをいたします。おはようございます。

これから、本日の会議を開きます。

ただいまの出席委員は、8名です。

定足数に達していますので、会議は成立しました。

本日の審査日程は、あらかじめお手元に配布しているとおりです。

これから、本日の審査日程に入ります。

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

本日の会議録署名委員は、委員長から、大平守委員及び姉帯春治委員を指名します。

これから、決算審査を行います。

お諮りします。

審査の方法は、一般会計及び特別会計とも歳入歳出全般というような形で質疑を行います。これに、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、一般会計及び特別会計とも歳入歳出全般というような形で質疑を行うことに決定しました。

なお、質疑、答弁とも簡潔、明快をお願いします。

また、質疑する委員は、質疑する箇所をページを示し、一問一答方式で、質疑願います。

それでは、日程第2、認定第2号、平成26年度葛巻町一般会計歳入歳出決算の認定についてを、議題とします。

これから、質疑に入ります。質疑ありませんか。

山崎委員。

### 山崎邦廣委員

ページ数76ページでございます。

2款、1項、6目の13節、町屋利活用構想等策定基礎調査業務の委託料についてでございます。この町屋の利活用につきましては、町中心市街地の誘客資源の掘り起こしのための基礎資料の収集を目的とされておりますけれども、その調査された主な内容につきまして伺います。

### 決算特別委員長 (山岸はる美さん)

政策秘書課長。

### 政策秘書課長 (山下弘司君)

町屋利用の調査の関係でございますが、これは、新町にあります町屋の活用方法とい

うことで調査を行ったものでございます。現在は町に300,000人ほどの観光客が来ているわけですが、町場に滞留するという形の部分が不足するというようなことでございまして、今回、この町屋を活用してスポット的に滞留できる形にならないかと、そういった形の部分、それから、町屋がこういった価値があるかというような形の部分での調査を行ったものでございます。よろしく願いいたします。

決算特別委員長（山岸はる美さん）

山崎委員。

山崎邦廣委員

では、次でございます。

80 ページ、2 款、1 項、9 目の町税過誤納金還付金についてでございます。町税の過誤納金還付金及び還付加算金の税目と、その件数について、また、その発生した理由はどのようなことからなのかを伺います。

決算特別委員長（山岸はる美さん）

住民会計課長。

住民会計課長（村中英治君）

質問にお答えをいたします。

町税の過誤納金還付金150,000円ほどでございます。法人町民税については、前年度の実績の半分を事前に予定納税をしていただくという制度になってございますが、最後、確定申告をした際に、事前に収めていた金額より税額が少なくなりますと、制度上、還付ということになります。その部分が150,000円の中のほとんどを占めているような状況でございます。金額も大きいので、還付加算金も、半年以上ございますので、そういった形で、あるというようなことでございます。あと、小さいものが多少、何件かあるかと思いますが、大きいものは、その法人町民税でございます。

決算特別委員長（山岸はる美さん）

山崎委員。

山崎邦廣委員

それでは、次でございます。

126 ページ、4 款、1 項、2 目の13 節、委託料の各種検診事業についてでございます。説明書では79 ページになります。この検診事業についてでございますが、まず、日本人の平均寿命は男女ともに国際的に上位、その要因のひとつとして、集団検診の効果もあると言われております。また、この検診は健康管理上からも非常に重要と思われまます。現状での受診率を見ますと、必ずしも高いと言えないところもあるように思われますけれども、今後、この各種検診の受診率を高めるために何が必要と考えているか伺

います。また、その受診の結果、再受診が必要とされ、再受診を行ったのはどのくらいなのか併せて伺います。

決算特別委員長（山岸はる美さん）

健康福祉課長。

健康福祉課長（深澤口和則君）

ただいまの山崎委員のご質問に答弁させていただきます。

受診率の向上のために、こういったものが必要かというようなお尋ねでございます。町では、町内全域に保健委員さんを各地区にお願いしておりました、例年、検診は4月から5月にかけて実施されております。2月頃に、各世帯の住民登録されている方々のデータを基に希望等を取りながら、4月、5月で検診を実施するというような取り組みをしているわけですが、資料の方にもありますとおり、委員ご指摘のとおり、決して高いとは言えない受診率というような状況でございます。少しでも受診率向上のために、それぞれ機会あるごとに、病気等の資料ですとか、生活習慣病予防のための研修会等々を実施しながら、住民の皆さんの意識の向上に努めているところでございます。こういったことによりまして、少しでも意識向上していただき、実際にそれが検診に向くというような行動につながっていくような取り組みを、これまでも実施してまいりましたし、今後もそういった取り組みを中心として、向上対策を実施してまいりたいと思っております。

それから、二次検査とか、そういった部分で異常があるというような方に対しましては、こちらから再度受けてくださいというような通知を配布いたしまして、それぞれ専門の病院に行くなり、いろいろ対応していただいております。そういった方々につきましては、それぞれの項目によって違うわけですが、7割から8割くらいの方々は受診していただいているというような状況でございますので、ご理解賜りたいと思います。よろしく願いいたします。

決算特別委員長（山岸はる美さん）

山崎委員。

山崎邦廣委員

最後に、もう1点伺います。

ページ数152ページでございます。6款、1項、8目の13節、委託料のところであります。予算額につきましては3,983,000円に対しまして、支出済額が2,220,000円、不用額は1,762,000円ほどなると思っております。この執行率を見ますと55.7パーセント、約半分の執行率に止まっておりますけれども、その要因について伺います。

決算特別委員長（山岸はる美さん）

農林環境エネルギー課長。

**農林環境エネルギー課長（中村輝実君）**

ただいまの委託費の関係について、お答えさせていただきます。

この委託料につきましては、道の駅のくずまき高原の管理経費ということになっておりまして、これらの手数料につきまして支出するものとなっておりますのでございます。減少要因というところになりますけれども、詳細のところについては、なかなか、これというような形ではなく、全体的な経費削減等によりまして、この経費の削減が出てきたものというように考えておるところでございます。

詳細につきまして、手元がない部分もございまして、その部分につきまして、後ほど、お答えできる部分がございますら、追って、お答えしたいと思います。よろしくお願いたします。

**決算特別委員長（山岸はる美さん）**

ほかに。大平委員。

**大平守委員**

135 ページお願いします。建設改良費についてお伺いします。今、町民の最も関心事は新病院についてであります。現在、敷地造成が進められ、3月には基本設計が完成し、4月から病院本体の実施計画を進めてきたわけですが、現在の進捗状況と、完成までのスケジュールがどのようになっているかお伺いします。

**決算特別委員長（山岸はる美さん）**

政策秘書課長。

**政策秘書課長（山下弘司君）**

病院の方の進捗状況ということですが、26年度に建設予定地の用地取得、それから、物件移転補償等を終えまして、それから、基本設計を昨年行いまして、今年度に入りまして敷地造成、それから、実施設計を進めてきてございます。実施設計につきましては、現在、見積もり内容の精査、それから、実勢に合わせた掛率の調整、それと、一部、空調設備のシステムの調整等を行ってございまして、そういった再精査を進めているところでございまして、これに伴って積算、それから、図面等の修正等もございまして、もう少し時間を要する形になってございます。

今後のスケジュールにつきましては、実施設計を10月中に取りまとめまして、補正予算で建設費等を計上する予定でございまして、12月に本体の工事を発注し、29年3月頃に完成をするというようなことで進めていく形で考えてございます。

その後につきましては、現病院の解体工事、それから、解体跡地の外構工事等をすべて29年度で完了する形で進めていく形で考えているものでございます。よろしくお願いたします。

**決算特別委員長（山岸はる美さん）**

大平委員。

**大平守委員**

鈴木町長が進める安心・安全なまちづくりの主要事業のひとつであります。新病院の建設は町民の期待も多く、どのような病院になるか注目されております。そこで、新病院の規模と特徴についてお伺いします。

**決算特別委員長（山岸はる美さん）**

政策秘書課長。

**政策秘書課長（山下弘司君）**

新病院の規模と特徴ということでございますが、新病院につきましては60床の規模で予定しておりますのでございます。特徴といたしましては、平成25年3月に策定されました葛巻病院整備基本構想を踏まえながら、町民に親しまれる病院をコンセプトとしながら、安心の医療サービスの提供、それから、安らぎとくつろぎのある空間づくり、町民が誇れる病院といった視点で実施設計を進めているところでございます。

そうした中で、特に患者さんに配慮した部分でございますが、ゆとりの空間を設けるということで、利便性や快適性を高めながら、より患者さんが利用しやすい病院を造るというようなことでの設計を進めているところでございます。それで、ゆとりの部分でございますが、現病院よりも廊下や外来の待合室スペースを広く設けてございますし、病室についても広く整備する予定でございます。また、病棟には家族と談話ができるスペース等、デイルームですが、これは一般病床にも、介護病床にも設ける形になってございますし、それから、利便性や快適性の面では、施設全体の段差をなくしたバリアフリー化、それから、各病室にトイレを設置するような形で考えてございますし、それから、冷房を新たに全館完備するような形で考えてございます。そのほか、プライバシーの面では、安心して診察を受けられるよう外来の中待合室を廃止して、直接、待合室から診察室に入るような設計にしております。そうしたことによって、ほかの患者さんに診察内容が聞こえないような配慮も行っております。それから、小児科と産婦人科を2階に配置しまして、1階の内科、外来、眼科と別のフロアにするような形での対応をしております。プライバシーにも配慮した形にとっておりますし、また、感染症につきましても、感染症専用の入口、それと、診察室を設けるというような形の対応もしております。

それから、一般町民に配慮した点ということで、これは新病院の大きな特徴になるわけですが、一般町民からも、より親しまれる病院にしていくということで、町民開放スペースも設けてございます。このスペースには100人程度が利用可能な多目的ホール、それから、くつろげるラウンジ等も設けながら、また、健康増進のための足湯、それから、売店、それと、町の顕彰者であります勝正弘先生の漆絵の展示と、作業風景が見られるスペース等も設けるような形になってございます。多目的ホール、ラウンジにつき

ましては、健康教室や講演、そういった予防医学的な活動のスペースとして活用していく形になりますし、災害時には避難所や、それから、トリアージスペースとしても活用していくというような、こういった特徴を持った病院として考えているものでございます。よろしくお願いいたします。

決算特別委員長（山岸はる美さん）

大平委員。

大平守委員

いろいろと内容的には分かりますが、最後に、一番、町民の関心と期待があります。そこで、いつの日か、建設前でも結構ですけども、広報またはくずまきテレビを通じて、一般町民にも公開をする予定等はございますか。

決算特別委員長（山岸はる美さん）

政策秘書課長。

政策秘書課長（山下弘司君）

病院のイメージ図等の公表ということでございますが、先ほどご説明しましたとおり、最新の設計の調整を行ってございます。設計当初が固まってまいりましたならば、それを基に町民の皆さんに公表させていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

決算特別委員長（山岸はる美さん）

大平委員。

大平守委員

ぜひお願い申し上げます、質問を終わります。

決算特別委員長（山岸はる美さん）

ほかに。鈴木委員。

鈴木満委員

私からは、3点お伺いしたいと思います。

1点目ですけども、決算書の97ページでございます。福祉関係でございますが、障害者等通院費助成が載っております。こちらの主要施策の成果に関する説明書には数字等も出ておりますけども、町内医療関係におきましては、送迎バスあるいは100円バス等で利用されておりますけども、町外利用者にもこういう助成があるというのは患者さんにとっても大変嬉しいことだという話を私の地元でも聞いております。ということで、この町外の医療機関で、どちら方面に行っているのか、それから、人数等も載っており



ますけども、改めまして担当課の方からご説明をいただきたいと思います。

#### 決算特別委員長（山岸はる美さん）

健康福祉課長。

#### 健康福祉課長（深澤口和則君）

ただいまの鈴木委員のご質問に健康福祉課長から答弁をさせていただきます。

決算資料の80ページの方に、この事業の実績ということで、91人というような実績をお示しさせていただいておりますけれども、従来は人工透析の方に対して助成申し上げておりましたが、平成26年度からは精神科、あるいは難病患者の方々に対しても事業を拡大したというような内容でございまして、盛岡方面が精神科、人工透析、難病を含めまして40人でございます。精神科関係が20、人工透析が6、難病関係が14ということで40でございまして、あと、一戸方面、こちらが精神科の通院が38人、人工透析が1人、難病はございません。39人でございまして、それから、久慈方面、精神科の通院8、人工透析1、難病の方3ということで、12人。トータルの91人というような内容でございまして、ご理解いただきたいと思います。よろしくお願いたします。

#### 決算特別委員長（山岸はる美さん）

鈴木委員。

#### 鈴木満委員

ありがとうございます。

先ほども申し上げたとおり、町外の医療機関に行く方は、大変これは感謝申し上げているということでございますので、ありがとうございます。

続きまして、ページ数が12ページですけども、農林関係でお伺いします。決算書には載っていないといいますか、私は見つけられなかったのですけども、この26年度の当初予算の中におきまして、農林物産加工の振興で3,920,000円という予算が計上されておりました、この予算は6次産業化も含まれての予算なのか、その辺を確認したいと思います。

#### 決算特別委員長（山岸はる美さん）

農林環境エネルギー課長。

#### 農林環境エネルギー課長（中村輝実君）

ただいまの鈴木委員のご質問について、お答えいたします。

この部分につきましてのお答えになりますけれども、6次産業化の関係につきましては町単独の形での補助事業という形のものにはございません。今の、例えば予算の説明等を広報に載せておりますようなものでいきますと、農林物産加工の振興という形でお金の方をお示ししているところではございますが、これらにつきましては、各事業の目的別の

集計で掲げております。例えば、この農林産加工の振興という中身におきましては、個別事業でいきますと、私どもでいきますれば、町内木材の利用振興費の予算がございす。それらとか、あるいは高原食品センターの管理費、こういった農産物の加工に関わる予算につきましてを計上させていただいているところがございます。ですので、直接的な6次産業化の振興というものではございません。ただ、そういった6次産業化につきましては、町の予算という形ではございませんけれども、もし振興をお望みのような場合については、こういったものは国費、こういったものの補助というものがございすので、そういうものがあつた場合については、そのような予算が歳入、歳出の形で現われてくるような格好になります。26年につきましては、その部分についてはございませんので、今のようなご報告となります。よろしく願いいたします。

#### 決算特別委員長（山岸はる美さん）

鈴木委員。

#### 鈴木満委員

私ども議会で、1月から2月にかけて、ふるさと懇談会、議会報告会を開催しましたときに、とある会場で質問、要望等の中におきまして、山菜を加工、缶詰にして販売したいという要望、質問が生まれて、私は当初、このことが、もしかしたら6次産業に入っているのではないかと思ひまして、お示しをしまして、2月でしたので、3月には新年度予算ということで、27年度も、おそらく、この予算は計上しますよというお話をしてしまひまして、もしかしたら、その希望ある方が相談をしたか、あるいは、これからする予定なのか私も把握しておりませんが、もし、これは6次産業化ではないということですが、そういう希望者があれば、ぜひ担当課として、いろいろとお話をさせていただくように、広報なりお知らせなりしていただければなというように願つております。

続きまして、農業委員会の方に質問させていただきます。ページ数にしまして139ページの農業後継者等パートナー事業のことですが、昨年はどういうような取り組みをしたのか、お伺いしたいと思います。

#### 決算特別委員長（山岸はる美さん）

農業委員会事務局長。

#### 農業委員会事務局長（村上明彦君）

ただいまのご質問にお答え申し上げます。

このパートナー事業協議会は22年12月に発足しておりまして、いわゆる独身男女の結婚支援ということで活動を進めてきてまいつたものでございます。

昨年度でございますけれども、まず、パートナー事業の中には仲人部会と、それから交流部会の二つで運営しておりまして、仲人部会につきましては、地道な年間を通じての仲人活動というのがありまして、メンバー18名が、いわゆるお節介さんということで

活動を地道に行っていたいております。その中で、昨年度はそういった地道な活動のほかに、12月でしたけども、全国地域結婚支援センターというNPO法人の団体がございまして、そちらの代表の板本さんという方を講師にお招きしまして、現代の結婚事情というようなことをご講演をいただいた講演会を実施しております。

それから、交流部会につきましては、いわゆるワインパーティーのようなものを開催しております。昨年度につきましては、冬でございましたけども、クリスマスという時期に併せましてパーティーを実施しております。町外からも参加者が、女性の参加者も来ていただきまして、総勢16名の参加でパーティーを実施しております。

実績ということになりますと、25年度と26年度とそれぞれ1組ずつカップルが誕生しております。報奨金、仲人役を務めていただいた方に報奨金ということで、100,000円分の商品券を差し上げているというような状況でございます。よろしく願いいたします。

#### 決算特別委員長（山岸はる美さん）

鈴木委員。

#### 鈴木満委員

ありがとうございます。

お話を聞きますと、27年度は今週末にそういう出会いの場が農業委員会と社協さんが協賛で開催されるということをお聞きしております。やはり、近隣市町では年間を通してそういう出会いの場を開催しているということをお聞きしておりますので、ぜひ我が町も年数回ではなく、年間を通して開催をしていただくようになれば、もっともっと、そういうカップルが誕生するのではないかと、また、これも人口減少対策になるのではないかと思いますので、とりあえず、このテレビを見ている方々にも宣伝を兼ねまして、今週末のアピールなどをしていただければと思います。

#### 決算特別委員長（山岸はる美さん）

農業委員会事務局長。

#### 農業委員会事務局長（村上明彦君）

ありがとうございます。

12日の土曜日に高原牧場の方で開催することになりまして、もう既に参加者の締め切りはしております。その参加状況でございますけども、女性につきましては8名の参加でございます。すべて盛岡方面からの参加でございます。男性も、実は男性がなかなか参加者がいなくて、ギリギリまで募集をして、無理やり参加してもらった方もいるかもしれませんが、やはり8名、16名のパーティーということで実施する予定でございます。PRが足りなかったという部分もあるかもしれませんが、できれば最低でも10名、10名くらいにしたかったですけども、男女半々ずつの16名で実施いたしますけども、なんとか、その中でカップルが誕生していただいて、町外から

の参加者、女性は町外からばかりですので、ぜひ葛巻の方に、少子化対策にもなろうかと思っておりますので、カップルがぜひ誕生していただけるように、なんとか進めてまいりたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

決算特別委員長（山岸はる美さん）

ほかに。姉帯委員。

姉帯春治委員

179 ページの繰越事業でございますけれども、小屋瀬地区で町営住宅整備事業が6棟ありますが、現状はどのように利用されていますか。

決算特別委員長（山岸はる美さん）

建設水道課長。

建設水道課長（冬村一彦君）

昨年8月に公募して、従前の入居者の方が3戸にそのままお入りいただいております。また、公募したところ、こちらにも、すぐに応募がありまして、3戸の方が入居されておりまして、現在、お陰様で全部ふさがっております。なお、3戸の方々のうち、町外からおいでになった方々が2戸でございます。以上です。

決算特別委員長（山岸はる美さん）

姉帯委員。

姉帯春治委員

私も、町民の皆さんから大変喜んでるように話は聞いておりますが、町長にひとつお願いしますが、このような要望がありましたら、まだ増やす予定があるでしょうか。

決算特別委員長（山岸はる美さん）

町長。

町長（鈴木重男君）

今、姉帯委員さんから、住宅の関係で町内にまだまだ増やすかというようなお話でございます。それぞれの目的に合わせた住宅、特にも今後におきましては若者定住住宅、若い方が町外から葛巻に来ていただけるような、そういった住宅を中心にしながら、町内のいろいろな地域に建設をしてみたい、そう考えているところであります。

今、既に江川地区には2カ所に建設であるわけでありまして、1カ所につきましてはもう既に入居しているという状況でございます。もう1カ所は、今建設中でありまして、こういった住宅につきましては、今後とも考えてまいりたい、そのように思っております。よろしくどうぞお願ひいたします。

決算特別委員長（山岸はる美さん）

姉帯委員。

姉帯春治委員

分かりました。

次に、157ページの造林事業でございますけれども、造林の場所と面積をお知らせ願いたいと思います。

決算特別委員長（山岸はる美さん）

農林環境エネルギー課長。

農林環境エネルギー課長（中村輝実君）

ただいまの質問についてお答えいたします。

この26年度に実施しました場所につきましては、江川の方にあります畑地区でございます。面積につきましては、5.17ヘクタールを実施しているところでございます。

決算特別委員長（山岸はる美さん）

姉帯委員。

姉帯春治委員

今の造林事業につきましては、私も携わっていますけれども、当初であれば、本数は1反歩当たり約300本となっていたわけでございますけれども、この頃からは200本から超えればいいということで県では指導しておりますけれども、これはカラマツの苗木が不足しているからなのか、または、最終的には除間伐入っていくわけですが、10年後には、その経費を削減するために本数を少なくしているのか、その辺はどのようになっていますか。

決算特別委員長（山岸はる美さん）

農林環境エネルギー課長。

農林環境エネルギー課長（中村輝実君）

ただいまの質問について、お答えさせていただきます。

まず、苗木の植付本数、ご指摘のとおり、今回の造林につきましては、町の方では反当たり220本の植え付けの方で実施しております。この苗を少なく植え付けるとということにつきましては、苗木の不足というか、苗木を有効活用していこうという考え方もあろうかと思っておりますけれども、経費の削減の分についても、かなり効果があるのではないかと考えております。というのは、これはカラマツに関しての話ではなくて、スギの中におきましても、過去よりも少なく植え付けるような試験研究等が全国でも行われている

ところでございます。ただ、今回、私どもで植え付けました、この造林のところでございますけれども、後々の除間伐に関する、その費用がどれだけ下がるかということになりますと、本数的には7割弱の植付本数にはなるのですが、実際の除間伐に関わる作業員の数、それから、そこに持ち込む機械類の費用、これらについては削減効果があまり見られないのかなというところがございますので、実際のところ、今後そういったところで、どれだけ費用が下がるのかというのを検証しながら、こういった本数の植え付け方がいいのかどうかということも考えながら、町内の森林環境保全の確実な保全の方を実行していきたいというようには考えているところでございます。よろしく願いいたします。

#### 決算特別委員長（山岸はる美さん）

姉帯委員。

#### 姉帯春治委員

まず、皆さんも知っていると思いますけれども、この本数を減らすということについては、やはり枝が多くなります。密集してくると枝が折れてくるということで、本数を少なくするというについては、枝ぶりが良くなるから、本当は葛巻の林業を支えていくためには、ためにならないとは思いますが、その辺はどのように考えていますか。

#### 決算特別委員長（山岸はる美さん）

農林環境エネルギー課長。

#### 農林環境エネルギー課長（中村輝実君）

ただいまのご指摘のとおり、密植でないような状況になりますと、確かに枝等が広がることになりますので、ご指摘のとおりだと思います。ただ、葛巻町の林業振興の関係でいきますと、その経費を削減というか、除間伐等によりましての経費が削減されるということになって、林業がダメージを受けるというものではなくて、現在の、その岩手県の再造林率につきましては30パーセント程度というようにお伺いしておりますので、そういう部分の再植率と再造林率の増加に努めながらやっていきたいというように考えているところでございます。よろしく願いいたします。

#### 決算特別委員長（山岸はる美さん）

ほかに。小谷地委員。

#### 小谷地喜代治委員

説明書の96ページ、粗飼料生産基盤除染対策事業ですけれども、そろそろ終盤の事業になるかというように思っておりますけれども、26年度の部分は70戸の農家のようです。それに伴いまして、私もいくらかは更新をさせていただきましたが、収量は去年、

今年と天気不足で一番牧草が伸びないというようなことで、収量が上がらなかったわけですが、まさに更新して、今になってよかったというように思っております。その中で、今後、今まで申し込んでいる部分、農家の部分はすべて対象になっているのかどうかをお伺いいたします。そしてまた、今後も、27年、28年度以降も、そういった計画があるのかなのか、お伺いいたしたいと思っております。

決算特別委員長（山岸はる美さん）

農林環境エネルギー課長。

農林環境エネルギー課長（中村輝実君）

ただいまのご質問について、お答えします。

まず、1点目でございますけれども、現在までに申し込まれている方々につきましての実績という形になるかと思っておりますけれども、こちらについては、基本的にはお申し込みいただいた方々につきましては実施をしていくことでやっております。ただ、オペレーターの数等がどうしても限りがございますので、一部については次年度をお願いをしたりというのは生じてくる部分というのはございますが、基本的には何らかの形で実施していくような形で実施しております。

それから、27年度、28年度の考え方でございますけれども、この事業につきましては、28年度までは確実にやっていくような形で考えておるところでございます。ですので、これまでどおり、希望される方々のところについては実施していきたいというように考えております。ただ、町としての目標というか、全除染ということを考えているところがございますけれども、なかなか傾斜地等、実際に作業ができない部分というのがございます。これは、先ほどの最初のご質問にも係ってくるところではございますけれども、希望されても実際に作業ができないというようなところがございますので、この分については、どうしても難しいのかなというようなことが今の課題となっております。よろしくお伺いいたします。

決算特別委員長（山岸はる美さん）

小谷地委員。

小谷地喜代治委員

今年度、来年度も計画ということですが、そうしますと、現在の町の予定の面積といたしますか、農家戸数といたしますか、そういった部分は大体何割くらいになっているのでしょうか。

決算特別委員長（山岸はる美さん）

農林環境エネルギー課長。

農林環境エネルギー課長（中村輝実君）

現在のところといいますか、26年度までの実施の形になるのですが、今まで、いわて型の草地再生対策事業という形で424ヘクタール実施しているところがございます。これにつきまして、全町の面積でいきますと2,000ヘクタールということでお聞きしているところがございますけれども、先ほどの傾斜地等々の話がございまして、事実上でいきますと1,000ヘクタールくらいが実施をするような状況になるかというように考えております。ただ、先ほどの率の話でいきますと、26年度までで約400ヘクタールということがございますが、やはり、これを年間に作業ができる部分というのが200ヘクタール程度となっておりますので、実際28年度までに実施できる場所は800ヘクタールくらいが実際の限度かなというところがございます。よろしくお願いたします。

#### 決算特別委員長（山岸はる美さん）

小谷地委員。

#### 小谷地喜代治委員

分かりました。そういったような部分で、場所による傾斜地というようなこと、あるいはまた、農地等も狭くて、機械等も入れないというようなことで、その委託、申し込んでも、なかなかやってくれる人がいないとか、受託者がいないというようなこともお聞きしておりますが、そういった部分も、どうにかならないものかなというように思っておりますけれども、そういった部分は基盤整備等が必要になってくるかというように思いますが、そういった部分の考え方、除染の更新だけではなくて、その基盤整備といいますか、小規模な、簡易的な部分になってもいいわけですが、そういった考えはないのかお伺いします。

#### 決算特別委員長（山岸はる美さん）

農林環境エネルギー課長。

#### 農林環境エネルギー課長（中村輝実君）

ただいまご指摘いただきました件につきまして、お答えさせていただきます。

ご指摘のとおり、確かに狭い農地等につきましては、なかなか大型機械では作業ができないという現実がございます。こういった場合につきましては、実際にそこをご利用されている方々のトラクター等を借上げながら作業を実施するという手法も一部取り入れることがございます。

それから、その基盤自体をというお話でございまして、今、この葛巻町におきましては、葛巻第1地区とかという形で公共事業を実施しております。それで、以後、今度は第2地区という形でも実施していきたいというように考えているところがございますが、これらの事業におきましては、公共事業でございまして、草地基盤の造成というものが実施できることになっております。こういった事業を活用しながら、基盤の整備を進めながら、実際の農地環境の条件改善というものを実施してい



きたいというように考えております。よろしく願いいたします。

決算特別委員長（山岸はる美さん）

小谷地委員。

小谷地喜代治委員

ありがとうございました。

続きまして、説明書の117ページの郷土資料館の部分についてお伺いいたします。昨年度、葛巻小学校に移転をしたわけですが、利用者の部分が200人の減というようになっております。そういった部分は、一般の方々が少なくなったのかなというように感じておりますけれども、そういった活用の内容等をお聞きしたいと思います。

決算特別委員長（山岸はる美さん）

教育次長。

教育委員会事務局教育次長（楢木幸夫君）

郷土資料館の利用でございますけれども、2年ほど前に旧役場を解体しましてから、葛巻小学校の部屋を借りて展示をいたしております。まず、今、学校生徒さんの利用がありまして、見ていただいておりますけれども、大人の方の利用が少ないような形となっております。こちらの方は、今、藤岡一雄先生が、町内いろいろな箇所を郷土巡りというような事業も行っておりますけれども、そういうのと併せながら、大人の方にも昔あった郷土の資料というものを、また思い出していただくような事業とかを掘り起こしながら、町民の方々にも広くまた見ていただくような考えを進めて、事業を実施してまいりたいと思います。よろしくご理解をお願いいたします。

決算特別委員長（山岸はる美さん）

小谷地委員。

小谷地喜代治委員

一般の方々の利用者が少ないというようなことのように思いますが、以前、学校に移転することによって、一般の方々の利用が少なくなるのかということをお聞きしたところ、利用する申請があれば土日でも開放するというような答弁であったというように思っておりますが、ぜひとも活用していただくようお願いをしたいと思います。

また、小田の資料館の部分については、体育館の部分には消防の資料館といいますか、消防の使われない備品等を入れているわけですが、あれは展示しているのか、置いているのかをお伺いしたいと思います。

そしてまた、今年度は北部地区の文化祭が小田ということですので、そうしますと、その体育館もあの状態では活用できないというように思っておりますので、そういった部分を、もう少し展示なら展示というようなことで、きちっと整理していただい

ればというように思いますが、そういった部分をお聞きします。

**決算特別委員長（山岸はる美さん）**

教育次長。

**教育委員会事務局教育次長（檜木幸夫君）**

私も、今の職の前に生涯学習の方を担当しておりまして、実際に現地を見ております。実際、展示物なのか、置いているのか、やはり小田地区の消防を一生懸命やったという歴史をあそこに展示しているのか、両方あるのかなというように思っています。はっきり郷土資料館というようなものの歴史の展示、古いものというようなものとは少し違うような感じはいたしております。そのところは、地区の皆さんと相談しながら、正直、その保存状態とか、お掃除とか、いろいろ悪くて注意されているところもありますので、今後そういうようなところを見ながら、やはり展示しているなど、きちんと見ていただけるような形で、葛巻のミルクとワインとクリーンエネルギーと、付け加えれば消防の町であるというように思っていますので、そういうような考えからすれば、見ていただけるような形で、きちんと、せっかくあるものでしたらば保管していきたいというように形で考えております。よろしくお願ひ申し上げます。

**決算特別委員長（山岸はる美さん）**

ここで、11時5分まで休憩します。

（休憩時刻 10時52分）

（再開時刻 11時05分）

**決算特別委員長（山岸はる美さん）**

休憩前に引き続き、会議を再開します。

ほかに。鈴木委員。

**鈴木満委員**

私からは、財政についてお伺いします。ページ数にしまして、決算書の21ページでございませう。地方交付税についてでございますけれども、平成26年度の普通交付税が約2,987,000,000円ということでございませうけれども、平成25年度と比べて大きく落ち込んだようございませうけれども、その主な要因についてお伺いしたいと思います。

**決算特別委員長（山岸はる美さん）**

総務企画課長。

**総務企画課長（丹内勉君）**

26年度の普通交付税の減額要因ということでございませうけれども、おっしゃいますとおり

2,987,000,000円でございますが、25年度の場合が3,105,000,000円、約118,000,000円程度、率にして3.8パーセント程度ということで、交付税の額としては大きな幅の減額というように捉えてございます。

その要因は様々ございますが、その前に、26年度の地方財政計画におきまして、国では普通交付税を減額するという、そもそもの方針がございまして、そういった中で、葛巻の例で申しますと、いわゆるリーマンショック後の経済危機対策分として、特別枠として交付になってございましたのがございますけれども、これが段階的に年々減ってきてございます。これが65,000,000円程度、それから、職員の復興支援財源を捻出するというので、国に準じて地方も職員の給与減額というようなのが24年度から25年度にございましたけれども、これに見合う相当分として、元気づくり推進費というのが算定されて、交付になってきたのですけれども、それが25年度をもって終了したと、それから、起債借入の残高の減少というようなものもございまして、それから、数字としてはなかなか表しにくいのですけれども、普通交付税の算定項目それぞれの、いわゆる単価的なものがございまして、それが少し下がっているというような要因もございまして、結果的には3.8パーセントの減ということでございます。地方財政計画で減の方向を出しているものでございますので、これは全国同じような傾向にあるかと思っております。県内の場合も33市町村のうち30市町村が減額というような、同じような減額というような形になってございます。以上でございます。

#### 決算特別委員長（山岸はる美さん）

鈴木委員。

#### 鈴木満委員

同じく21ページの震災復興特別交付税55,000,000円でございますが、25年度は交付がなかったようでございますけれども、平成26年度では交付があったということで、その要因と、こういったものについて交付があったのかお伺いしたいと思います。

#### 決算特別委員長（山岸はる美さん）

総務企画課長。

#### 総務企画課長（丹内勉君）

震災復興特別交付税ですが、資料にも載せてございますけれども、おっしゃるとおり25年度は交付がなかったものでございます。その要因はどういったものかということでございますが、震災復興特別交付税につきましては、端的に言えば、震災関連事業のそれぞれの市町村の負担相当分に対して交付されるということでございまして、葛巻町で申しますと、平たく言えば、うちの場合は除染事業に対する地方負担分が対象となるものでございます。

この算定方法のルールの話になってきますけれども、この算定方法は、補助金等と同じように実績に基づいてということではなくて、とりあえず、その当年度に、26年度な

ら26年度に地方負担分で必要と思われるのが全額きます。それに対して、後年度に実績に応じて精算するという仕組みになってございます。ですので、翌年度以降、還付とか、それから、過不足をさらに追加いただくというのが出てきます。それらは直接その分をやるのではなくて、次の年の交付税にプラスマイナスとして、ですので、形として見える格好にはなってございませんので、25年度の場合は24年度までの、25年度も実際算定額はあったのですが、24年度までの精算額でいっぱいもらっている部分が多かったもので、隠れてしまったと。結果的に、町としてはゼロということでございます。

ちなみに26年度で申しますと、除染対策に係る分が、約ですけども84,000,000円程度、それから、地方税減収補てんに係る分とか、消防団員の公務災害に係る分とかというのがございますけども、それらも合わせて3,000,000円程度で、全部で87,000,000円程度になるのですが、この額から、25年度に交付はもらわなかったのですが、その精算分が超過しているもので、26年度に繰り越されておりまして。それが、約32,000,000円ございます。差し引きして、残りの55,000,000円を今回もらったということでございます。よろしく申し上げます。

#### 決算特別委員長（山岸はる美さん）

鈴木委員。

#### 鈴木満委員

次に、主要施策の成果に関する説明書の52ページですけども、地方債借入についてお伺いしたいと思います。平成26年度に新たに借り入れた地方債についての資料がありますが、そのうち過疎対策事業債については非常に有利な起債ということで、様々な事業に活用されているようでございますけども、こういった事業に活用することができるのか。また、起債の上限などが設けられているのかどうか、お伺いしたいと思います。

#### 決算特別委員長（山岸はる美さん）

総務企画課長。

#### 総務企画課長（丹内勉君）

過疎対策事業債の関係でございますが、これは昭和45年から10年スパンごとに法律が改正になって、今、第4次、平成12年頃から32年頃までだと思うんですけども、というような経過を踏まえてきております。

そういった中で、順次メニューが拡大されてきております。例えば、今まで町道整備事業とか産業観光、産業施設とか観光施設などが主だったわけですけども、今の第4次、平成12年から32年のものに関しては、例えば、起債はソフト事業というのは基本的に許可ならなかったわけですけども、過疎地域の自立促進に資するソフト事業というような名前と呼んでいますけども、初めてソフト事業が認められてございます。それから、エネルギー関係が追加になってございます。それから、一般廃棄物とか火葬場も過疎地域特別のものではないですので、今までは対象になっていなかったのですが、これ

らも対象になってきているというように、順次、かなり、あらゆる部分に使えるような形になってきてございます。

それで、上限という話でございますが、ルールとして、例えば、各市町村単位いくらか、そういったルールはございませんが、これも、そもそもが国の地方財政計画というので、毎年その過疎債はいくらみるとかと定めておりますので、その範囲内で配分になりますので、例えば、要望額がそれより多いということになりますと、その調整は県段階でやるわけですが、必然的に限度が枠がはめられてくるというような形になってきます。

それで、この52ページにありますとおり、過疎債を優先して使っておりますのが、いわゆる7割が交付税、後年度、交付税措置されるということで、非常に有利な起債だということで、補助金なんか10分の5.5とか10分の5とかというのがございますが、それらに比べても遥かに有利だということで、積極的に活用しているものでございます。今後、地方創生等の取り組み等も出てくるわけですが、そういったものにも活用して、町の活性化のためにつなげてまいりたいというように思っておりますが、過疎債は、例えば病院債等と違って、償還期限が12年と比較的短いので、単年度で集中的に借りた場合、後年度の負担というのが一時期にどんと増えるというようなこともございます。そういったようなこともございますので、財政運営上のバランスというような部分が重要になってくるかと思っておりますので、そういったことに配慮しながら運用していくという考え方になるかと思っております。以上でございます。

#### 決算特別委員長（山岸はる美さん）

鈴木委員。

#### 鈴木満委員

起債については、実質的に上限が生じるということでございます。町では病院建設などの大型事業が続くようでございますけれども、この過疎対策事業債の枠の確保については、見通しがどうなっているのか、その辺をお伺いしたいと思います。

#### 決算特別委員長（山岸はる美さん）

副町長。

#### 副町長（觸澤義美君）

それでは、大型事業といいますか、そういうこと等と併せての、今後の過疎債の枠の確保についての見通しということでございますが、今、担当課長の方からも申し上げましたように、過疎債の優位性といいますか、そういう観点では元利償還の7割が交付税で参入していただけるという部分がございますので、非常に有利な起債ということでもございます。それからまた、最近、その事業の拡大といいますか、先ほどもお話ししましたように、ソフト事業等にも拡大されているというようなこと等もございまして、全国的にこの過疎債を活用しながら進めるといいますか、傾向として、さらに一層そういう

形になってきていると、そういう中で、その総枠を確保していくということが大変難しくなっているのも事実でございます。

そういう中で、当町の場合、特にも葛巻病院、あるいは養護老人ホーム、さらには江川小学校、それから簡易水道というようなこと等で、その過疎債も予定しながら今進めているわけではありますが、そういう中に、本当に大きな事業がここに集中するというような状況にあるものであります。

そういう中で、こういう状況という部分が想定されますので、2年ほど前から、県の方にも27年、28年、こういう時期に、こういう事業を進めなければならない、それには施設としても40年以上経過している、そういう事情等、あるいは、そういう中に老朽化も著しいというようなことで、どうしても時期をずらして調整することが難しい状況を県の方にもいろいろ事情をご説明しながら、その町の進めようとする状況についてのご理解をいただく努力といたしますが、機会あるごとに、そういうこと等の説明をしてきたところであります。

そういう中に、県の方としても現段階ではご理解もいただいているところでございます。県からも、当町の財政事情、あるいは資金需要に対する、この総枠をしっかりと確保していかなければならないという部分につきましては、県の方でも、先ほど申し上げましたような機会をつくりながら、上部の方までも話させていただいておりますので、事情としてはご理解いただいておりますので、これについては、事業の執行の支障のないように、さらに努力してまいりたいと、このように思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

#### 決算特別委員長（山岸はる美さん）

鈴木委員。

#### 鈴木満委員

副町長並びに担当課長から説明をいただきました。地方創生にもつながるとご答弁がございました。今後、この地方創生の取り組みも重要なものとなっていくように思っておりますけども、それらも含めまして、今後の町の財政運営の考え方についてお示しいただきたいと思っておりますけども、ご答弁のほどお願いしたいと思っております。

#### 決算特別委員長（山岸はる美さん）

副町長。

#### 副町長（觸澤義美君）

町の今後の財政運営、そしてまた、国の動向等、併せて、地方創生といたしますか、これらに係る施策も含めながらということでございますが、お答えを申し上げたいと、このように思います。

最初に、国の財政の状況からお話申し上げますが、今、国と地方合わせたの長期の債務残高が1千兆円を超えるという状況になっているものでありますし、併せて、基礎的

財政収支ということですが、これは政策的な経費を、その時点での税収でどれだけ賄えるかという指標なわけですが、5年後に、5年後は平成32年ですが、黒字化を図りたいという、そういう目標を立てて進められておるところでございます。

そういう中に、国では歳入歳出といいますか、歳出の方を特にも削減といいますか、こういったようなものが、やはり併せて必要になってくるであろうと、そういう方向に進んでくるであろうと、このようにも思っておるところであります。そういうこと等からしますと、今後の地方交付税、あるいは国庫補助金等も、そういう方向からしますと、圧縮傾向が進んでくるのではないかというようなことも予測されるところであります。

こうした中に、当町の財政構造であります、自主財源が2割、依存財源8割というような状況の中での財政構造になっておりますので、そうした国の影響といいますか、これを、もろに受ける財政構造になっているということをしっかりと受け止めながら進めていかなければならないと、このように思っているところであります。したがって、これからの財政運営につきましても、やはり自主財源、今回もいろいろお話いただきましたが、町税の徴収率、さらにというお話もいただいておりますが、そういったようなもの等をしっかりと進めながら、自主財源の確保というものにしっかりと努めていかなければならないと思っておりますし、また、そういったようなもの等々に併せながら、数年前から、こういう公共施設の整備に当たっての、将来にわたっての負担を抑えるという観点の中から、公共施設整備基金等も創設しながら、基金の造成にも努めてきたところでありますし、そういう多重的な財源確保を講じながら、今後進めていくことが重要であると、このように認識しているところであります。

そういう中で、一方で国の方では、現在、国がすべて一律に支援していくということではなくて、がんばる自治体に対して支援をしていくという方針も示されているところであります。そういう中で、町が抱える課題に対しまして、自主的あるいは主体的に施策を展開するなどして、さらに進めていくという、そういう主体的な地域の課題というのをしっかりと捉えながら進めていくということが、国、県に対して、いろいろ要望していく場合も大事であると、このように感じておるところであります。

それと、地方創生の取り組みでございますが、町長の今回の所信表明演述にも述べておりますが、これまで町も取り組んできたといえますのは、町の持つ資源、機能をしっかりと活かしたまちづくりということに取り組んできて、その継続した取り組みの中に、厳しい条件の中ではありますが、成果も少しずつ出てきている状況でもあると、このようにも思っているところであります。

そういう中に、さらに地方創生におきましては、当町の基幹であります農業、林業、酪農、畜産といいますか、これらの、いかに付加価値を高めて、雇用、そして、所得をもたらす、そういう広く町の持っている可能性というのをしっかりと引き出していくといいますか、そういう中での町長が掲げております、他に先駆けて一歩先行くまちづくりといいますか、こういったような取り組みが、まさに町の魅力を高めていくものであろうと思っておりますし、そして、最も重要な課題といいますか、人口減少を克服しながら、総力を挙げて今後取り組んでいかなければならないと、このように考えておるものであります。

これらの地方創生に係る地域政策、そして、このほかに、先程来話しております公共施設の老朽化など、様々な需要が多く出てくることが予想されるわけでありますので、そういう中に財政運営上も、これまでの一定の期間は、そういう普通建設の投資は抑制しながら、起債の残高も一時は一般会計におきましても90億円ほどあったわけでありますが、今は50億円台に減少させているというものでありますし、これまでも長期的な展望の中に、そういう取り組みもしてきたものであります。

そういう中で、今後、大規模な事業や各種財政需要ということ、それらに備えた基金の造成も進めながら、将来の負担の軽減策ということも財政運営上はしっかりと図っていかねばならないと、このようにも思っているところであります。今、これらの基金がトータルですと約48億円程度にもなってきているわけでありますが、今後、これをしっかりと有効に活用しながら、そして、町税等の自主財源の確保についてもしっかりと徴収率を高めながら、そして、次の世代に過度な財政負担が生じないように、安定的な財政運営に努めてまいりたいと、このように考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

#### 決算特別委員長（山岸はる美さん）

ほかに。高宮委員。

#### 高宮一明委員

ページ数で109ページ、青少年育成関係についてお伺いします。金額はともかくとして、それぞれの部署といいますか、行政は行政、地域は地域、学校は学校というような形でそれぞれ活動しておりまして、全国的には大変な事件、事故等が起きているわけですが、我が町はないというように聞いておりますが、こういった関係で教育長にお伺いしますが、26年度の活動を通じて、反省点があれば反省点、また、良かったことがあれば良かったことということをお聞きしたいと思います。この決算について所見をお伺いしたいと思います。

#### 決算特別委員長（山岸はる美さん）

教育長。

#### 教育長（中田直雅君）

高宮委員の質問にお答えをいたします。

本町の青少年育成の取り組みでございますが、皆様もご存じのように青少年育成ネットワークという組織が町にもございます。学校、家庭、そして地域が連携をしながら、子どもたちを心豊かにたくましく育てるという趣旨のもとで、それぞれの地域で様々な取り組みが行われております。

町としましては、青少年健全育成のミニサッカー大会を、年に1回ですが、開催しております。また、未来の子どものための、健全育成を図るための町民の集い、これもまた、2月に開催し、町民の皆さんの、そういった青少年育成に対する関心、あるいは意



欲、そういったものを喚起しながら、子どもを持つ親や学校関係者だけでなく、すべての町民の方々がそういった青少年の育成に一致協力して取り組んでいこうと、そういった環境の醸成に努めておるところでございます。お陰様で、そういった地道な成果、これは本当に葛巻が教育振興運動が提唱された昭和40年当時から長年培ってきたものが、しっかりと町に、あるいは地域に定着しているということで、私は非常に素晴らしい成果が上がっているのではないかと、このように思っております。

また、いじめ等の調査などもしておりますが、昨年あるいは今年の調査を見ましても、全くゼロということではございません。やはり子どもたちのことですので、学校の中において、いろいろなことがございます。昨年であれば、調査の結果では小学校で2件、それから、今年は矢巾の事案がございました関係で、7月に緊急の臨時のいじめ調査をいたしました結果、中学校で1件、そういういじめと認められる事案がございましたが、これらについても、それぞれ学校の方で組織的に取り組んでいただいて、しっかりとした対応のもとで良い方向に向かっているということが言えるかと思えます。

ただ、私は、やはり大事なことは日常的な子どもたち同士、あるいは親や教員も含めてなのですが、心の通じ合い、あるいはお互いを認め合える、そういう人間関係をつくっていくこと、そして、規律した正しい態度、決まりを守ろうという、そういう態度を育てていくということが、やはり基本になっていると考えておりますので、ぜひ、引き続き、今後もそういった地域の皆様方のご理解、ご支援をいただきながら、青少年の健全育成に努めてまいりたいと、このように考えておまして、一応、我々、手前味噌かもしれませんが、そういった取り組みについては評価をしているということで、ご理解をいただければ幸いです。

#### 決算特別委員長（山岸はる美さん）

ほかに。柴田委員。

#### 柴田勇雄委員

それでは、私の方から、ページ数で185ページ、教育費、小中学校費全般というような形での質問をさせていただきたいと思えます。全国学力学習状況の調査が4月21日に実施されているようでございますが、国語、算数、数学、理科の3教科が、この学習調査の対象なようでございます。小学校6年生と中学校3年生全児童、生徒を対象にというようなことのようにですが、最近、情報によりますと、8月下旬に町の教育委員会、あるいは各学校に、この調査結果が提供されたというニュースを伺っているところでございます。これまでも、この調査結果についてはお聞きしてきたところではございますが、学校名などは公表することはできないということは承知しているところでございますが、町内の全般の小中学校の今回の調査結果と、それから、前回行われた調査結果等を総合的に踏まえた上で、町内の小中学校の調査結果は、全国あるいは県内の学校と比較して、どのような状況にあるのか、平均値までがんばっているのか、また、さらに、それより高いのか、あるいは少し劣っている面があるのかどうか、この3教科について、お伺いをいたしたいと思えます。

## 決算特別委員長（柴田勇雄君）

教育長。

## 教育長（中田直雅君）

では、柴田委員のご質問にお答えをいたします。

今年の4月に実施されました全国学力学習状況調査の結果でございます。新聞紙面にも一面に大きく報道されておりまして、それによりますと、本県の、特に中学校の学力は全国平均を、実施したすべての教科で下回っているという厳しいご指摘もいただきました。

本町の状況でございますが、小学校6年生につきましては、国語、算数、理科、特に国語、算数についてはA、Bという二つの領域に分かれております。Aは基礎、基本の部分と書いていいでしょうか、Bは活用ということですので、応用編と理解していただければいいかと思いますが、大体、県との差でいきますと、3点から7点の範囲の中で下回っております。そして、中学校3年生の結果ですが、これは、やはり同じように国語、数学、そして理科なのですが、こちらは約6点から12点上回っております。すべてでございます。実はこの傾向というのは、昨年度の結果もほぼ同様の結果になっております。したがって、本町の小学校6年生段階は県平均よりも若干下回っていますが、中学校3年生の段階になりますと、県平均を大きく上回っておりまして、例えば、国語のA、B、こちらにつきましては全国トップの秋田県をも上回っております。また、数学のB、活用については、全国トップの福井県も上回っております。したがって、葛巻という、もし単独の県があれば、学力日本一ということにもなるのかなというようにも思うのですが、こういった傾向を分析してみますと、小学校時点で若干平均を下回ってはいますが、基礎、基本の部分はしっかりと子どもたちには身につけている。定着している。したがって、その子どもたちが中学校に入って、学習に取り組んでいく中で、学力が順調に伸びていると。したがって、中学校3年生の段階で非常に高い学力を示しているということが言えるのではないかと考えております。

また、これには質問紙というのがございまして、子どもたち、あるいは学校の教職員に対しての様々な質問項目がございます。それで、学力に関してひとつ言わせていただければ、本町の小学校の児童に対して、宿題をやっていますかという質問がありまして、その答えが、宿題をやっているという子どもが100パーセントでございます。また、新聞を読んでいるという児童の割合なども、他市町村に比べて高い結果を示しております。また、中学校の生徒の場合に、地域の行事に参加をしているかという質問に対して、県の平均が約66パーセント、国が44パーセントですが、葛巻の中学生は84パーセントでございます。極めて、これは高い数値を示しております。また、学校の教職員に対する質問の中で、特に中学校の教員で、生徒が熱意を持って勉強しているか、一生懸命取り組んでいるかという質問に対して、国の平均が約22パーセント、県が17パーセントに対して、葛巻の場合は約67パーセントの教員が、生徒が一生懸命熱意を持って勉強しているという回答を示しております。

こういったデータから分かりますように、本町の子どもたちが、やはり学習に対する姿勢、学ぶ態度というのがしっかりと身につけている。それが学力の向上、定着につながっているのではないかと考えております。

町の教育委員会では、学力向上に向けて指導に当たる教員の指導力、授業力の向上というものを目指しましての研修会を計画的に実施しております。中央の方から大学の教授等も招へいしたりして、そういった研修に力を入れております。また、1時間の学習の中でしっかりと学習の課題、見通しを持って取り組み、そして、授業の終末にはきちっと本日の授業を振り返る、きちっと授業の中に位置づけるということを本町の教職員に対しては徹底を図っております。なお一層、家庭、地域の理解、協力をいただきながら、本町の児童、生徒の学力向上に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただければと思っております。

### 決算特別委員長（山岸はる美さん）

柴田委員。

### 柴田勇雄委員

どうもありがとうございました。教育長から、このような内容で、胸を張っての答弁だったような感じがしておりますけども、そのとおりでよろしいかと思っております。

非常に、学習到達度、特に中学校の部分については、全国一である秋田県をも上回っているというような自信を持った答弁でございました。こういったような部分については、非常に家庭学習や、もちろん先生方の教育のご指導の賜だというように思っておりますので、中学校については、さらに全国一のような形で学力向上に取り組んでいただきたいと思っておりますし、若干、小学校については下回っているというような方向もついておりますが、小学校が県平均、あるいは全国平均を上回れば、さらに中学校に行っても伸びる確率が高いのではないかなという論法もあり得るのではないかと考えておりますので、さらなる、そういったような学校と家庭との連携を密にしながら、学習度の高い、こういったような環境づくりに励んでいただきたいと、このように思っております。

また、先ほどの答弁の中で、その中学校での行事参加率84パーセントというようなことも伺いました。これも非常に、このような中学校の行事参加、非常に他県等では低い状況にある中で、このような行事参加が持っているというようなことは、非常に明るい展望を持てるまちづくりにもつながってくるのではないかと考えておりますので、こういったような基礎的な部分についても、一層のご努力とご奮闘をお願いしたいと思っておりますのでございます。非常に良い結果を聞いてよかったです。

次に、先ほど高宮委員も少し触れておりましたけれども、いじめの問題について伺いをいたしたいと思っております。過般、矢巾町の中学2年の男子生徒がしつこい陰湿ないじめにより自殺したとみられる事件、非常に社会に大きな衝撃を与えたところでございます。この事件では、いじめの認知件数の取り扱いに非常に誤差がありまして、文部科学省の方から再調査をやり直すような通知もあったとの報道もございました。

葛巻では、先ほどの答弁では、中学校で1件というようなことのようにございまして

ども、こういったような再調査の上でも、葛巻では1件しかなかったのか。それからまた、その1件がまた重大ないじめにもつながるわけですが、昨年度はゼロというようにお伺いをいたしておりました。こういったようなことですが、現在、この町内の小中学校のいじめに対する防止対策、あるいは認知件数、実態はどのような形で把握していくのか、教育委員会としてはどのようなことで望んでいくのか、その辺の決意をお聞きいたしたいと思っております。

なお、大概このようないじめの問題が発生いたしますと、やり玉に挙げられるのは学校はもとよりですが教育委員会、そういった部分でございますから、こういったような部分については、かなり内容の深い指導が必要かと思っておりますので、その点についてもお答えをいただきたいと思っております。

#### 決算特別委員長（柴田勇雄君）

教育長。

#### 教育長（中田直雅君）

では、質問にお答えをいたします。

本当に矢巾町の事案については残念なことではございました。ああいったことが我が町では絶対にあってはならないと、日常、そういう強い思いの上で生徒指導に各学校でも当たっているところでございます。

認知件数の件でございますが、再調査ということがございました。あれは平成26年度分についての再調査ということでございまして、実は本町でも再調査をいたしました。それで、先ほどお話したように26年度の報告があった分については、小学校で2件ということでございますが、そこで再度調査をしたという部分では、さらに小学校で2件のいじめと思われる事案が確認されたということでございまして、やはり再調査をしたことによって、若干その件数が増えているということでございます。

また、昨年、例えば小学校でいじめを受けたという子どもが、今年度は中学校に進学をしたりしていますと、今度は中学校の方での認知件数ということにもなってきますので、そういったこともご理解の上、この数字を見ていただければというように思っております。

その数が多いか少ないかということですが、私としては、決して多い数ではないとは思ってはおりますが、やはり現在でもそういった点について学校で教員が組織的、計画的に指導に当たっているということでございますので、完全に解決したという、そういう安易な考えは持っておりませんので、そういったことを引き続き指導していきながら、そういう新たないじめ等が発生しないような、未然防止策といえますか、そういったことに町を挙げて取り組んでいきたいと思っております。

平成25年にいじめ防止対策推進法という法律が施行されまして、各学校においてはそれぞれの学校の実態に応じた、いじめ防止基本方針というものを策定する義務になっております。したがって、町内のすべての小中学校では昨年度中に学校独自のいじめ防止の基本方針が策定されまして、それに基づいて、それぞれの学校で教職員を中心

にしながら組織的な対応に努めておりますし、また、町でも生徒指導連絡協議会、あるいは、いじめ防止等の研修会などを開催しまして、いじめという問題をもっと危機感を持って学校、現場が対応するように指導に努めているところでございます。

いずれ、いじめというのは、どこの学校でも起き得るという前提のもとで、しかし、子どもたちをいじめに向かわせない、そういった環境づくりと申しますか、そういったものに努めてまいりたいと思っております。まずは、未然防止に努め、そして、いじめが早期に発見された場合には迅速な対応をするといったことを今後も徹底させてまいりたいと思っておりますので、ご理解賜りたいと思っております。

#### 決算特別委員長（山岸はる美さん）

柴田委員。

#### 柴田勇雄委員

分かりました。

いじめの問題については、小さな命を落としてからでは遅い対策でございますので、先ほど教育長がおっしゃってございましたような未然防止対策が非常に重要かと思われまますので、さらなる学校との連携、あるいは家庭との連携を深められて、そういったようないじめの問題の防止対策には万全を期していただきたいと思っております。

次に移らせていただきます。

次に、決算書の139ページでございますが、農地中間管理機構、農地集積バンクの関係でございますが、現在、町内の耕作放棄地、これは遊休農地というのでしょうか、その現状と、この遊休農地の解消のための活動状況、どのような取り組みをやっているのか、それからまた、認定農業者の担い手の育成状況と、担い手の農地の利用集積の現状はどのようなになっているのか、お伺いをいたしたいと思っております。

#### 決算特別委員長（山岸はる美さん）

農業委員会事務局長。

#### 農業委員会事務局長（村上明彦君）

ただいまのご質問にお答え申し上げます。

農地中間管理機構ということで、今、遊休農地の解消等を進めておるところでございます。まずは、当町の遊休農地の現状でございますが、まず、農用地、農地ですけれども、4,225ヘクタールございます。そのうちの、昨年度の実績で46ヘクタールが遊休農地ということで、率にしますと1.09パーセントという状況になっております。

遊休農地解消への取り組みということでございますけれども、農業委員会の方では、毎年10月になりますけれども、農地パトロールを実施いたしまして、その中で町内の遊休農地を把握して、遊休農地を所有している農家の方々に意向調査を実施しております。今後、その農地をどのようにしたいか、貸し付けをしたい、自分で今後は耕作しますよというような調査を実施しておるところでございます。その意向調査を受けまして、

例えば、農地中間管理機構、あるいは直接、農家同士の貸借というようなことで、遊休農地を解消するような取り組みを進めておるところでございます。

それから、担い手農家への農地の集積ということでございますけれども、農地利用集積促進員が1名配置されておりました、農地の出し手、受け手との調整を行っておるところでございますけれども、年間、20年度から26年度までの平均でございますけれども、件数にすると61件でございます。それから、面積にしますと65.7ヘクタールでございますが、この中には再設定も含まれてございます。10年の貸借契約を結んで、その期間が切れますと、再度また設定をすると、そういったケースも含まれてございますので、一概に新規で65ヘクタールが毎年増えているということではございませんで、まず、中間管理機構、昨年度から実施しておりますけれども、昨年度は農地中間管理機構を通じて、利用集積をしたという件数は26件でございます。面積にしますと47.1ヘクタールということで、利用集積の加速化を図ってきたということでございますけれども、例年、26年度以前との比較でいきますと、これによって、中間管理機構によって加速したかという若干の傾向は見られます。25年度以前までは、平均で61件で65.7ヘクタールでしたが、その中間管理機構が実施されましてからは、67件で85.7ヘクタールということで、若干の増加が見られているという状況でございます。以上でございます。よろしくお願いいたします。

#### 決算特別委員長（山岸はる美さん）

柴田委員。

#### 柴田勇雄委員

まず、農地中間管理機構、この用語なのですが、非常に分かりづらい。まず、こういったような農地集積のバンクというような意味合いを持っているようなのですが、我々農業にあまり深く携わっていない者については、実際のところ意味が非常に分かりづらい面があります。私どもが住んでいる農村、高齢化率が高くなればなるほど遊休農地が増えていくであろうと、そしてまた、それを解消するための、いろいろな活動が行われているというようなことで、どんどん遊休農地が増えていきますと、もう農村風景が全く寂れてしまうというようなこともありまして、その中身の活動については、非常に敬意を表するものでございますが、その解消のための活動も大変な作業ではないかと思っ

ているところでございます。それで、先ほどは面積等もお伺いいたしましたけれども、一回にはなかなか、この解消のための手立てはできないかとは思っておりますが、徐々にでも、農業委員会の方では、認定農業者の方々への利用集積を図っていただき、極力、農村風景は残していただきたいという私は願望を持っているところでございます。それで、今後の、こういったような担い手の育成等、農地集積が順調に進んでいくかどうか、その見通しについてお伺いをいたしたいと思っております。

#### 決算特別委員長（山岸はる美さん）

農業委員会事務局長。

**農業委員会事務局長（村上明彦君）**

それでは、ただいまのご質問にお答え申し上げます。

今後、農地の利用集積ということでございますけども、今現在、遊休農地で46ヘクタールほどございますけども、言ってみれば、耕作条件の良くないところが残っていると、平坦地であったり、ある程度、大型機械が入れるような農地については、すべて利用貸借が進んでおるわけですが、山際であったり、傾斜地であったり、ほ場が狭かったりというところが、なかなか、その小さいところを積み上げていくと、その46ヘクタールにまでなるという状況になってございます。

ですから、やはり酪農家の方々、飼料作物を作付けするという事で、貸す側としてはだれか借りてくれる方がほしいということなのですが、なかなか受け手がいないという状況で、今後そういった、いわゆる大型機械が導入される以前の、要するに人の手で開いたような農地、山際の傾斜地の農地については、そのまま農地としてだれかが使ってくれば、これは問題ないのですが、今後、農業委員会でも非農地化ということで、そういった処理をしていかないと遊休農地は減っていかないかなということが、まず、ひとつございます。

それから、高齢化、担い手、後継者がいないという方々が、将来的なデータは今持ち合わせはしていないのですが、これから、たぶん増えてくるのかなということは懸念されております。そういった方々につきましては、農地中間管理機構に貸し付けをして、どなたか借りていただける方を見つけるということになるかと思うのですが、実際、中間管理機構というのは県の農業公社が行っておりますけども、公社さんの方でもなかなか借り手のいない、見つからない農地を、出し手から借りて、これは2年間借りて、だれも借りる人がいなければ、また戻すという仕組みになっておるわけですが、そういった農地ばかりになりますと、今度は農業公社さんの方でも、なかなか大変でございますので、いずれ出し手と受け手が両方あるような形での農地については、どんどん貸借が進んでいくと思われまますが、先ほど申し上げましたとおり、条件の悪い農地、それにつきましては、なかなか受け手がいないという状況でございます。これから、後継者がいないというような、あと、高齢化してきたという方で、条件の良い農地をお持ちの方はどんどん進むと思いますが、そういったほ場の条件の悪い農地につきましては、非農地化というような対策もとっていく必要があるかというように考えておるところでございます。以上でございます。

**決算特別委員長（山岸はる美さん）**

農林環境エネルギー課長。

**農林環境エネルギー課長（中村輝実君）**

すみません。先ほど、山崎委員の方の質問につきまして、保留にしておりましたところにつきまして、ご説明をさせていただきたいと思っております。

先ほどご指摘いただきました153ページの委託料の関係でございませけれども、ほすなあるの委託料の中で除雪費、これにつきまして、昨年、雪が少なかった関係でございまして、約260,000円程度減少しております。ただ、それだけでは額が大きいものですから、その部分についてのご説明をさせていただくのですけれども、委託費の中には、これは、ほすなあるに関連するというよりは、乳製品を何かつくるということを行った場合に、どんな施設がどれだけかかるかというような調査事業というのも、この段階で組み込まれておりました。というのは、平成27年度の当初予算のところで、この事業の方を実施しようとしていたところなのですが、3月に国の方で補正予算が急きょ決まりまして、その補正予算の方で実施をするということを前提におきまして、3月の補正予算で組み込んでいただいたところでございます。しかしながら、この考えておりました事業の方の交付金の申請対象にならないということが、あとで指摘されまして、その関係で事務的に3月の決算のところで落としまして、そのまま27年度の当初予算の方で実施するという形で計画しているものでございます。こちらにつきまして、約1,500,000円の金額になっておりまして、合わせて先ほどの減額分の金額となっております。

それから、鈴木委員の方で、先ほど6次産業化の希望農家さんがおられるということで最後にお話いただいたところでございますが、先ほどご答弁させていただきました内容につきましては、今回書かれていました金額の内容についてと、それから、その内容に、例えば国からの歳入、歳出があった場合については、それが変動する旨の形でお答えさせていただいたところでございます。ですので、そういった支援が必要だという、そういう希望をお持ちの方がおられるようでありましたら、町の方では町単事業で別個でございますし、あと、国の補助事業の申請についても、私たちどもの方でいろいろとご相談に乗れる部分があるかと思っておりますので、そういった面からも、私どもの方にご相談いただければよろしいかというように思います。以上でございます。

#### 決算特別委員長（山岸はる美さん）

ほかに。

（「なし」の声あり）

ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。

討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、討論は本会議で行うこととし、これから採決します。

この採決は、起立によって行います。

認定第2号、平成26年度葛巻町一般会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）



起立全員です。

したがって、認定第2号は原案のとおり認定することに決定しました。

ここで、午後1時30分まで休憩します。

( 休憩時刻 | 2時08分 )

( 再開時刻 | 3時30分 )

#### 決算特別副委員長 ( 山崎邦廣君 )

休憩前に引き続き、会議を再開します。

委員長に代わって司会を務めます、決算特別委員会副委員長の山崎です。よろしくお願ひします。

次に、日程第3、認定第3号、平成26年度葛巻町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定についてを、議題とします。

これから、質疑に入ります。質疑ありませんか。

柴田委員。

#### 柴田勇雄委員

まず、説明書の41ページをお開きになっていただければ分かるとおおり、国保の収入未済額の推移が載っておりまして、非常に右肩下がりの、徐々に収入未済額が少なくなっているという推移が、この表に載っているわけでございます。それで、このように順調に収入未済額が少なくなっておりますので、一番手っ取り早いのは、やはり現年分をいかに少なくしていくかというのがひとつの大きな課題ではないかと思っております。26年度の現年度分の収入未済額は7,466,000円になっておりますが、例えば、これが5,000,000円くらいまで下がってきたとすれば、そういったような目標を立てて、今後、徴収に当たっていく予定にあるのか、数的な物々を追っていくような方針があるのかどうか、まず、その辺をお答えをいただきたいと思っております。徴収の数字目標があれば頑張り力があるのではないかというような視点がございまして、この右肩下がりの数字については敬意を表するところでございまして、それで、これを、さらに減らす必要も十分ありますので、その点についてお伺いをいたしたいと思ひます。

それから、説明書の40ページ、41ページ、44ページに不納欠損額が載ってございます。不納欠損額1,696,000円の中身、欠損された理由、それから、同じ方がこの中身にどの程度入っているか、おそらく同一人の方がおられるかと思っておりますけれども、それから、44ページに不納欠損処分の事由というのが載っております。ここに、地方税法第15条の7第1項という欄が、全部その理由になっておりますが、具体的にこの中身はどのような中身になっているのか、お知らせをいただければと思ひているところでございまして、最初に、その点からお伺ひします。

#### 決算特別副委員長 ( 山崎邦廣君 )

住民会計課長。

## 住民会計課長（村中英治君）

それでは、ただいまの質問にお答えを申し上げます。

まず、収入未済額の関係でございます。収納率につきましては、毎年度の目標としては、前年度を下回らない収納率を目指すということで、毎年、対策本部等で決定をして進めているところでございます。前年を下回らない、前年より上がった収納率を目指したいということで進めてございます。収納率を上げるということは、取りも直さず未納額がイコール減るといようなことにもつながるものでございます。収納率には不納欠損とか、そういったもの等は含まない、純粹に収納した金額が反映されて出てくる数字でございますので、そういったものを前年を下回らないといような目標で今後も進めていきたいと思っておりますが、国保税の関係をご覧いただければ分かるのですが、収納率、現年分、国保の関係で4年間96パーセント台の中での、コンマいくらのところで推移している部分もございまして、そういった意味では、なかなか厳しい中での徴収率で、現年分につきましては、県内でも9番目くらいの高い数値になってございます。そういう意味では、先ほどの質問にもございましたが、そういったものをしっかりと納めていただいて、滞納繰越分にかからないようにするという取り組みによって、現年分も減少、それから、滞納分についても増やさない、減らしていくということにもつながるものかと思っておりますので、現年度分についての納期内での納付というものの、それから、滞納のある方についても、当面は現年分を納めていただいて、滞納額を拡大させないということの特に年度の前半の方では、そういうことを目標にして進めてございますので、そういった意味でも、そういった面も含めて、現年分の未納額を減らすということは重要なことというように考えてございます。そういった意味では、なかなか数値的な目標までは設定していないところですが、徴収率、収納率を前年を下回らないということで、イコールそういったものも減らしていくことにつながるのではないかと考えているところでございます。

次に、不納欠損の関係でございますが、不納欠損につきましては、説明書の44ページのところにございまして、処分の事由ということで、地方税法上は15条の7と、これは徴収の見込みがない、財産がないですとか、生活保護になったとか、納める方が不明になったとか、そういったような場合に執行停止といようなことをしてございまして、その期間が3年を経過した場合には不納欠損ができるというのが15条の7第1項の規定でございます。それから、地方税法18条第1項の方は5年で時効となりますが、時効となった場合の不納欠損と、この2種類でございます。今回、国保税につきましては3人の方について不納欠損してございます。お二人については生活保護を受給してから3年を経過したということで、処分すべき財産等もないということでの不納欠損でございますし、もうお一方は生保ではございませんが、処分する財産等がないといようなことを確認して不納欠損にしている、そういう事例でございます。以上でございます。

## 決算特別副委員長（山崎邦廣君）

柴田委員。

**柴田勇雄委員**

それから、説明書の43ページ、先ほどの不納欠損との関わりがあるのですが、この表を見ていただきますと、よく分かるのですが、平成16年度までの分156件は一般被保険者の国民健康保険の滞納分27,419,107円、これが一番大きな数字として残っているわけですが、この中にも不納欠損に及ぶケースがたくさんあるのではないかと思慮されますが、なかったから26年度はこのくらいしかできなかったというようなことになるでしょうけれども、こういったような中で、まだ相当数、このような不納欠損せざるを得ないようなケースが、これに包含されているのかどうか、お伺いをいたしたいと思います。

**決算特別副委員長（山崎邦廣君）**

住民会計課長。

**住民会計課長（村中英治君）**

お答えを申し上げます。

不納欠損、明らかに不納欠損だということで不納欠損する場合には、先ほども申し上げましたが、そういう状態を認定してから3年間、基本的には執行停止をして、その間の状況を見て、やはり、そういう状態にあるということを認定した場合に不納欠損としてございます。

当町の場合、だいぶ古いものの割合が高いというわけなのでございますが、こういった中にも、9割近い方々については、こういう古いものがある方についても、分納誓約ということで誓約をしていただいて、金額の少ない方もございますが、そういう意味で納入をいただいている方がかなりを占めてございます。滞納額を簡単には解消できないような金額の方もございますが、今時点の収入等に基づいて、このくらいであれば納付できるというようなこと等の相談もしながら、古いものであっても納付をいただいている方もおりますし、毎年、何件か、古い方を納めて完納される方もいらっしゃいますので、そういった意味では、そういった対象なのに、しないでとかということではなくて、そういう誓約もいただきながら、少しずつでも納入いただいているという方が、かなりの部分を占めている状況でございます。

**決算特別副委員長（山崎邦廣君）**

柴田委員。

**柴田勇雄委員**

それから、この不納欠損をする場合に事務的な手続きはどのような形で、たぶん担当者だけの意思ではないと思うのですが、そういったような不納欠損しなければならないような意思決定をするような場合は、どのような事務手続きをとっているのか。

それからまた、この不納欠損で決定した場合、この本人の方には何か通知みたいなもの

はどのような形で行われているのか、その点についてお伺いをいたしたいと思います。

決算特別副委員長（山崎邦廣君）

住民会計課長。

住民会計課長（村中英治君）

不納欠損の場合の手続きの関係でございますが、まず、執行停止をする段階で内部的な財産調査等の調査をした上で、そういう調書を付けまして、執行停止の決裁をいただいておりますが、それは町長までの決裁ということになっていただいております。

また、3年経過後に、これは、もう、そういった状態の改善が見込めないといえますか、そういうものについては、また不納欠損の決裁ということで、これも町長まで決裁をいただいた上で処理をしてございます。

また、本人に対しては納税義務が消滅するということにもなりますので、これは税法に基づいて本人にも通知をしているものでございます。

決算特別副委員長（山崎邦廣君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

国保の財政調整基金については何回もお聞きしているわけでございますが、昨日の補正でも20,000,000円積み立てているわけで、あと、予備費にもそれ以上の額を積み立てしているわけですが、例えば、医療給付費が増えたような部分については、この財政調整基金からの取り崩しなのか、予備費からの財源手当を優先するのか、どちらの財源を優先するのか、それでも間に合わない場合は、たぶん一般会計になるのであろうというように想定されますが、その辺のところは、どのような財政運用になるのでしょうか。

決算特別副委員長（山崎邦廣君）

住民会計課長。

住民会計課長（村中英治君）

今回の補正で基金に20,000,000円、予備費に30,000,000円ということでございますが、今年度5カ月分の医療費の実績が出ておりますが、現在、前年度より1,000,000円ほど増えたくらいで推移してございますので、前年度も約7億円の医療給付費でございましたが、500,000円ほどの増減という程度に終わっておりますので、そういった中でのということですので、昨年から今年3年ほどは今のところは大きくは動いていない状況もあります。そういった状況の中でございますので、できれば、このまま推移していただければいいなと思っておりますが、そうならなくて、ある程度、手当が必要となった場合には、まず、予備費の30,000,000円を活用させていただきたいと思っておりますし、20,000,000円は積み立てということにしたいと思っておりますが、もし、それを上回るよう

な状況が出てきた場合には、それは、やはり次にはそこも検討しないとイケないのかなというように、現状では、順番的にはそういうようになるのかなと思いますし、それで50,000,000円ということになりますので、通常50,000,000円といえば1カ月の医療給付費に近いぐらいの金額にもなりますので、それを超えてということは、そんなにはないかとも思いますが、その部分については、年度末に近くならないと、なかなか判断できないと思いますので、3月のところでお願いをしたいというように考えているところでございます。

#### 決算特別副委員長（山崎邦廣君）

柴田委員。

#### 柴田勇雄委員

分かりました。

総人口の減少に伴い、この被保険者も年々減少しているかと思われま。それから、統計等を見ますと、加入世帯も年々減少している中で、この医療給付を見ても横ばい、あるいは上昇というようなことになると、この性質からいっても国保会計がいかにも容易ならざるを得ない運営であるかが大体見当がつくわけでございますので、そういったような、この国保財政、非常に苦しい中での経営でございますけども、その辺のあたりも十分念頭に入れた財政運営をぜひやっていただいて、住民の方々が確実に安心して医療に掛かれるような体制づくり、そういったようなことを、ひとつ求めたいと思います。これについては終わります。

#### 決算特別副委員長（山崎邦廣君）

ほかに。

（「なし」の声あり）

ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。

討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、討論は本会議で行うこととし、これから採決します。

この採決は、起立によって行います。

認定第3号、平成26年度葛巻町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。

したがって、認定第3号は原案のとおり認定することに決定しました。

次に、日程第4、認定第4号、平成26年度葛巻町簡易水道事業特別会計歳入歳出決

算の認定についてを、議題とします。

これから、質疑に入ります。質疑ありませんか。

柴田委員。

#### 柴田勇雄委員

簡易水道会計ですが、資料の131ページに数的なものが書いてあるわけですが、給水人口とか、水道、この使用水量、水道料金、この推移がここに載っているわけですが、どのような分析をされた上で、この経営に当たっていくのか、その決意について伺いをいたしたいと思っております。

それからまた、江川簡易水道改修工事、過日のうちの方の視察の際にも見させてもらいましたけども、順調な工事の進捗状況を聞いておりますが、全体の工事の終了が30年度だったのでしょうか。そういったようなことが、今、順調な進捗状況にあるのかどうか、その見通しについて伺いたいと思います。とりあえず、それから始めさせていただきます。

#### 決算特別副委員長（山崎邦廣君）

建設水道課長。

#### 建設水道課長（冬村一彦君）

簡水業務の状況のところについてのお尋ねでございますけども、給水人口につきましても、人口の減少と共に、併せて減少してきているところでございまして、また、年間の有収水量につきましても、江川簡水については今現在、整備はしておりますが、そのほかの六つの簡水、西部簡水は除くわけですが、大分こちら老朽化しております、漏水等が激しく、それらに係る経費も増加してきておるところでございます。

また、若干の滞納等もございまして、年間の収入につきましても、当然のことながら減ってはきていますけども、その給水の単価と申しますか、それらに係る単価につきましては、やはり、そういった現状を鑑みて、結果としては、幾分高くなってきているのが、この表で示されるところでございます。

今後、江川簡水、平成30年までの完成を目途に現在進めているわけですが、こちらにつきましても計画どおり進めてまいりたいと思っております。それで、その次には、馬淵川簡水等の整備ということも考えなければならなくなってくると思います。そういったことで、老朽化した施設を改善しながら経営していかねばならないと思っております。

また、平成28年には簡水の統合というようなことと言われておまして、統合すれば自ずと、その給水人口が5,000人を超えるということで法適用化を受けるわけですが、そちらのことも進めてまいらなければならないということで認識しております。以上です。

#### 決算特別副委員長（山崎邦廣君）

柴田委員。

#### 柴田勇雄委員

水道会計の基本的な考え方ですが、企業会計なわけでございまして、この会計上はそのような形になってはいないものの、企業そのものの運営を凶らなければならないという原則があるわけですので、そういったようなコストの関係とか、いろいろな検討する部分が多いかと思っておりますので、経営運営に当たっては企業感覚でというような気持ちで、ぜひ当たっていただいて、町民の方々に安全で安い水道が提供されるような工夫も、ぜひ確立していただきたいというところでございます。

それから、説明書の44ページには現年度分の34件、95,083円、数字は小さいのですが、これを見ますと、滞納繰越分がないのは、このような現年度分だけで止まっているというようなことでございますが、現年度分も34件、僅かなものではございますけれども、こういったような小さな数字も極力努力をされて、解消に努めなければならないわけですが、これが、また滞納繰越分の方に回っていきますと、なかなか徴収できないものでございますので、この現在の34件分、その後、4月から8月までの間で、現年度分の滞納になった分がどのくらい解消されているのか、知っているなら教えていただきたいと思えます。

#### 決算特別副委員長（山崎邦廣君）

建設水道課長。

#### 建設水道課長（冬村一彦君）

滞納分につきましては催告、あるいは給水停止ということも視野に入れまして対応しているところでございます。職員が足繁く通って集金していただいておりまして、出納整理の時点では34件の95,000円ということでしたが、今現在、納めていただいておりまして、残り14,000円ほどになっておるところでございます。

#### 決算特別副委員長（山崎邦廣君）

柴田委員。

#### 柴田勇雄委員

分かりました。あと10,000円ちょっとというようなことでございますから、ぜひ完納をして、来年度についても、これがゼロになるように努力をお願いをいたしたいと、このように思っております。水道会計については終わります。

#### 決算特別副委員長（山崎邦廣君）

ほかに。

（「なし」の声あり）

ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。

討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、討論は本会議で行うこととし、これから採決します。

この採決は、起立によって行います。

認定第4号、平成26年度葛巻町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、認定第4号は原案のとおり認定することに決定しました。

次に、日程第5、認定第5号、平成26年度葛巻町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを、議題とします。

これから、質疑に入ります。質疑ありませんか。

柴田委員。

#### 柴田勇雄委員

説明書の134ページですが、ここの中に水洗化の状況等が掲げられております。それで、町では水洗化の普及化の支援事業を導入して、これらの促進を図っているわけですが、この普及化の支援事業を導入しての整備の状況はどのように変化してきたのか、分析しておられましたら、この中身をお知らせください。その支援化事業が果たしている役割がどのようになっているかというようなことです。

それから、資料の44ページですが、ここに、このように農業集落排水の、いわゆる収入未済額が載っているわけですが、これについても、大分この分担金で古いものが残っているようですし、それから施設の使用料、少ないわけですが浄化槽の使用料の現年度分が、このように残っております。これについても、簡易水道会計と同じように、こういったようなものが極力少なくなるようにしていかなければならないということですが、特にこの水道事業の分担金の滞納繰越分、これは、なかなか容易ならざるものではないのかなと思っているのですが、どのような対応をしておるのか、この2点についてお伺いをいたします。

#### 決算特別副委員長（山崎邦廣君）

建設水道課長。

#### 建設水道課長（冬村一彦君）

まず最初に、水洗化の支援事業についてでございます。昨年度、事業を創設しまして、実施いたしております。ご利用いただいた方々ですが、全部で27件ございました。それで、こちらの決算書にも載っていたわけですが、金額的には4,565,000円という



交付決定をしているところがございます。これによりまして、町の水洗化率につきましても、1.3パーセントの上昇を見まして、現在50.9パーセントとなっておりますところがございます。着実にご利用いただくと共に、率は上がってきております。また、このことについては、ご利用されるご本人方だけではなくて、その仕事に携わる方々につきましても、大変良い方向に影響が及んでいるものと思っております。

次に、滞納のことについてでございますけれども、こちらにつきましても、使用料等につきましても、先ほどの水道の使用料等と重なってくる部分もございまして、同一の方が滞納されるというようなケースもございまして、中でも、この分担金、負担金の669,000円というものでございますけれども、こちらについても年度当初には分納のお約束をしていただいたりしておりますけれども、なかなか思うように、計画どおりは納めていただけないというようなことがございます。ただ、昨年度、これは674,000円でございますけれども、それが1件納めていただいているということで、動きもございまして、足繁く通いまして、ご説明申し上げながら、徴収に努めてまいりたいと思います。個人のお宅の土地をお借りして、公共のますを設置しているものですから、大分古いもの、年度からの滞納料がございまして、それを撤去するとか、そういったことになっても、また費用がかかるだけでございますし、ご本人から納得していただいて、さらなる徴収に努めてまいりたいと思います。

決算特別副委員長（山崎邦廣君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

水洗化の普及化支援事業、かなり普及率に貢献しているというようなことで、その普及率も上がったというようなことの認識なようでございますが、町の方では、これらの水洗化の普及支援事業の継続について、今後も、このような形で継続して、さらなる向上を図っていくつもりなのかどうか、確認をさせていただきます。

決算特別副委員長（山崎邦廣君）

建設水道課長。

建設水道課長（冬村一彦君）

目標としましては、やはり県平均ということを大きく掲げておりますので、住み良いまちづくりのためには、ぜひとも必要なものと考えておりますので、今後、内部的なことでもいろいろと調整していただかなければならないわけですが、現課といたしましてはお願いしてまいりたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

決算特別副委員長（山崎邦廣君）

ほかに。

（「なし」の声あり）

ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。

討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、討論は本会議で行うこととし、これから採決します。

この採決は、起立によって行います。

認定第5号、平成26年度葛巻町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、認定第5号は原案のとおり認定することに決定しました。

次に、日程第6、認定第6号、平成26年度葛巻町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを、議題とします。

これから、質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。

討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、討論は本会議で行うこととし、これから採決します。

この採決は、起立によって行います。

認定第6号、平成26年度葛巻町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、認定第6号は原案のとおり認定することに決定しました。

以上で、本日の審査日程はすべて終了し、本委員会に付託された事件は、全部終了しました。

これで、本日の会議を閉じます。

決算特別委員会を閉会します。

なお、明日10日は休会となりますので、口頭をもって通知します。

ご苦勞様でした。

(閉会時刻 14時08分)